

震災復興の願いを実現する政治① 6年 組 ()

※教科書 P46～49、資料集 P24、25を読んで答えましょう。

めあて：東日本大震災が発生したとき、市や県、国はどのような取組をしたのか調べよう。

○東日本大震災の発生

2011年(平成23年)3月11日 午後2時46分

宮城県沖を震源とする巨大な地震が発生し、岩手県、宮城県、福島県などの広い範囲で被害が出た。
 ・死亡者・・・1万5897人 ・行方不明者・・・2533人 (2019年3月時点)
 ・避難者・・・宮城、岩手、福島を中心に45万人を超え、半年以上避難所生活をした人もいた。

Q:下の震災被害の様子を見て、どのような被害があったか書きましょう。



震災直後の気仙沼市の様子

- ・海にがれきが流れている。
- ・海に家が浮いている。
- ・施設が壊されている。
- ・町が津波に飲み込まれている。

Q:被災後の被災した人たちの願いや困っていたことは何か考えて書きましょう。

- ・何が起きているのか情報が欲しい。
- ・がれきを撤去して、道路を通れるようにしてほしい。
- ・水道や電気を使えるようにしてほしい。
- ・仕事がなくなり大変だ。

Q:現在の気仙沼市の様子について、震災直後の町の様子と比べて気が付いたことを書きましょう。



現在の気仙沼市の様子

- ・がれきが撤去され、建物や道路が整備されている。
- ・海面の高さが低くなった。
- ・港がきれいになっている。
- ・かつおの水揚げが再開した。

※大震災の3か月後にはかつおの水揚げが再開しました。

気仙沼市は震災被害にあつたにもかかわらず、2018年まで22年間連続かつおの水揚げ量日本一！！

町が現在の姿を取り戻すまでに、どのような努力や連携がされてきたのでしょうか。

○震災直後の取組み

Q:市や県、国が震災直後に取組んだことについてそれぞれまとめましょう。

◎市(気仙沼市)の取組み



気仙沼市の災害対策本部の様子

- 災害直後に「災害対策本部」を設ける。
- 被害状況の確認
- 避難所の開設
- 水、食料、仮設トイレの要請

◎県(宮城県)の取組み

- ・被害状況の収集
- ・災害救助法を適用
- ・自衛隊の要請
- ・必要な物資を被災地に届ける。



避難所の様子



自衛隊による救助活動

◎国の取組み

- ・災害対策基本法に基づき、緊急災害対策本部を設ける。
- ・自衛隊の派遣
- ・全国各地の消防署から緊急消防援助隊の派遣



救助活動をする外国の救援隊

●まとめ

震災直後から、市や県、国がそれぞれ連携、協力して被災者を助けるためにすぐに動き出している。また、震災以前から、緊急時に対応するための体制が作られている。

●振り返り：学習を振り返り、分かったことや疑問に思ったこと、考えたことをまとめましょう。